

姫路市観光産業育成事業（Q&A）

2023年4月27現在

| 質問内容 | 回答 |
|---|--|
| 補助対象者に関すること | |
| 1 共同事業体に個人事業主は参画可能か。 | 個人事業主の参画は可能です。 「 <u>交付要綱第3条（定義）</u> 」に記載の観光事業者であれば参画可能です。 |
| 2 補助金申請は、ビューロー会員でないといけないのか。また、審査に影響することはあるのか。 | 「ビューロー会員」は必要要件ではありません。 また、審査の優劣に影響することはありません。 |
| 3 「公的施設」の運営をする民間の事業者は、補助対象事業（2）で「公的施設」の改修は対象とならないが、補助事業対象（3）の申請で受入れ体制整備等は対象になるという認識で合っているか。 | そのような認識で問題ありません。 ただし、計画する事業が「姫路市からの補助金・受託事業・指定管理等」の財源で行うものである場合は対象外となります。 |
| 4 （1）観光産業活性化重点支援事業の「 <u>観光分野の事業者</u> 5者以上から構成される共同事業体」とあるが、「観光分野の事業者」は説明会配布PP、3ページ目主旨概要にある「観光事業者」か。 | そのような認識で問題ありません。説明会時は要約してお伝えしたとおり、正確な観光事業者の定義は、「 <u>交付要綱第3条（定義）</u> 」に記載のもの全てになります。 |
| 5 共同事業体の組み方はどのようなものか。事例があれば知りたい。 | 共同事業体は、法人或いは個人事業主問わず5者以上の構成であれば要件を満たします。ただし、事業実施エリアは姫路市を中心とし、姫路市に <u>所在する</u> 事業者が過半数を占めることとしておりますのでご注意ください。 ※質問事項6も参照 |
| 6 申請者が法人の場合、本社所在地が姫路市であることは必須か。 | 本社に限らず、支店・支部・出張所或いはこれらに準じる活動拠点を姫路市に有する事業者が対象となります。 |
| 7 事前相談として、連携する事業者や団体を紹介してもらえるか。 | 本事業に関しては、公平を期するためにも当ビューローからの紹介や斡旋等はいりません。 |

| 申請について | | |
|--------|--|--|
| 1 | 申請は、施設毎の申請が可能ということか。市内に複数施設がある場合はそれぞれ申請可能か。可能な場合の申請書類はそれぞれ必要か。 | (2) 快適観光施設改修事業と (3) 観光客誘客・広報宣伝事業では、施設毎の申請は可能です。申請書は施設毎に必要となります。判断基準として、事業証明書等で各施設が個々に運営・営業されている実態が把握できる場合は可能とします。ただし、同じ敷地内（同一登記）で名称が違う建物や施設については一体であると判断し同一施設と定義します。ご不明な場合は個別にご相談ください。なお、申請毎に審査を行いますので、必ずしもすべてが承認されるものではありません。 |
| 2 | 手書きの申請書は受理されるか。 | 受理いたします。可能な限り印刷文字を推奨いたします（読取誤り等を防ぐため）。 |

収益納付について

| | |
|---|--|
| <p>1 様式第1、交付申請書内“5. 補助金事業に関して生ずる収益金”の考え方について知りたい。</p> | <p><収益納付に該当しない場合></p> <p>補助金を使ったことと収益の因果関係が明確でないもの</p> <p>※イベント等に付随する売上（イベントの中で行う飲食販売や物販、企画乗車券やフリーパス等）は含みません。</p> <p>※補助事業終了後の商品開発した観光コンテンツ等の販売</p> <p>※チラシの作成や配布、ホームページの作成・改良、広告、施設・店舗改修等</p> <p><収益納付に該当する場合></p> <p>直接的に生み出した売上 - 総費用（※1） = 収益（> 0円）</p> <p>※1) 総費用・・・「<u>交付決定された対象経費</u>」に加え、本事業に関連するが対象経費として申請しなかった経費や制限を超えたプロモーション費、本事業の対象外経費等</p> <p><費用一例></p> <p>着地型観光コンテンツの実証販売の場合</p> <p>開発のための現地調査、モニターツアー等の検証に係る費用、施設利用料、飲食費、移動に係る費用、体験等の費用、貸切等の特別演出、ガイドや専門家への謝礼、システム構築、顧客対応等に係る経費、販売管理に係る経費、WB掲載、紙媒体作成、SNSプロモーション、広告、フリーパスや企画乗車券の制作、事業検証に係る分析等</p> <p>※収益納付に該当するかしないかは個別にご相談ください</p> |
|---|--|

| 関係書類について | | |
|----------|--|---|
| 1 | <p>共同事業体の場合、「暴力団等に該当しない旨の誓約書」は参画する事業者全てに必要か。また、役員名簿等を提出する必要があるか。</p> | <p>様式第5の「誓約書」は、参画される全ての事業者に求めます。ただし、団体等で会員組織や下部組織がある場合は、団体が代表して誓約書を提出いただくこととします。役員名簿の提出は必須ではありません。様式第4「実施体制」の関連資料として提出いただいても結構です。</p> |
| 2 | <p>共同事業体の場合、事業証明書は全事業者すべて提出する必要があるか。</p> | <p>代表者となる事業者をはじめ、全ての事業者に「事業証明書※」の提出は必要です。ただし、計画する事業で連携及び関係する事業者については求めません。</p> <p>※交付要綱別表3参照</p> |

| 業者発注について | | |
|----------|--|--|
| 1 | <p>外注委託する場合、グループ企業（子会社・関連会社含む）間での発注は可能か？また、自社での直接調達が可能か？</p> | <p>補助対象経費の中に、補助事業者の自社調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで、自己調達した場合は、取引価格から利益等相当額を控除した金額を補助対象経費として下さい。</p> <p>また、個人事業主間が関係する取引に関しても、関係会社とみなし利益排除を求める場合があります。</p> <p>※ニ親等の血族、三親等の姻族等が該当</p> |

| (1) 観光産業活性化重点支援事業に関すること | | |
|-------------------------|--|---|
| 1 | <p>ウ) 魅力ある観光土産品の開発支援事業について。新商品開発ほどこまめに対象経費として認められるか。商品開発に係るパッケージ・デザイン費、原材料費も対象となるか。</p> <p>例：原材料を市外産から姫路産に変える場合？など</p> | <p>商品開発として合理的に説明のつく経費は対象となります。</p> <p>(一例) パッケージ制作(デザイン含む)、試作品に係る原材料費や調査費、一定期間の実証販売に係る経費、試食等に係る経費、パンフレットやPOP等の作成、WEBページ制作、データ収集や分析等に要する費用等</p> <p>※商品開発後に販売予定の商品に係る原材料費(過剰在庫となるもの)は補助対象外となります。</p> |
| 2 | <p>実証事業を行う際の、人件費とはどのようなものが補助対象経費として認められるか。</p> | <p>実証事業の内容にもよりますが、一例として、事務局運営等に係る人件費は対象経費として認めます。例えば事業に係る人材補充として、臨時職員の雇用や人材派遣に依頼する場合は該当します。この場合、これらを証明する見積書の提出を求めます。また、社内人材を実証事業に充てる場合は、合理的に人件費を積算した書類の提出を求めます。ご不明な場合は個別にご相談ください。</p> <p>交付要領 P10 に記載誤りがありましたので下記のとおり訂正いたします。</p> <p><初報からの変更点></p> <p>■補助対象とならない経費</p> <p>×補助事業者の経常的な経費(補助事業推進にかかる人件費及び旅費、・・・・・・・・)</p> <p>○補助事業者の経常的な経費(補助事業推進以外にかかる人件費及び旅費、・・・・・・・・)</p> |
| 3 | <p>実証事業において割引原資も補助対象として認められますか。</p> | <p>原則、<u>認められません</u>。</p> <p>次年度以降の事業の継続性を重視し、施策に対する収益性について検証することが重要であると考えているためです。</p> |

| (2) 快適観光施設改修事業 | | |
|----------------|--|--|
| 1 | (2) 快適観光施設改修事業は建築物の付属しない建物(塀、フェンス、看板等)は、改修ではなく新設でも問題ないか。 | 建物の高付加価値化に資する改修を中心に想定してますが、計画する事業が高付加価値化の趣旨に当てはまる場合は、建築物の付属しない建物の改修或いは新設も認めます。施設全体の観光地としての高付加価値化に繋がるなど、課題解決となることを前提とします。 |
| 2 | (2) 快適観光施設改修事業と (3) 観光客誘客・広報宣伝事業は両方申請しても良いか。併用可能か。 | 併用可能です。 |

| (3) 観光客誘客・広報宣伝事業 | | |
|------------------|---|--|
| 1 | イ) 外国人観光客受入環境整備に資する事業においてポケットークの購入は対象経費として認められるか。 | 補助対象事業者にとって、現状の課題解決として必要な事業と判断される場合は対象経費として認められます。 |